

能登町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年10月

能登町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生した事を受け、本町においても各小学校の通学路における危険箇所について、同年7月から8月にかけて、関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策について検討いたしました。

この合同点検や対策により、一定の成果が得られたことから、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「能登町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

平成26年度も9月に通学路合同点検を実施し、報告のあった危険箇所について現地で確認し、その安全対策案を検討しています。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。



平成26年9月の安全合同点検の様子

本プログラムの主旨

1. 継続的に通学路の安全点検を実施し、安全確保に努めます。
2. 関係機関が連携し、一体となって通学路の安全対策を推進します。
3. 対策実施後も効果検証を行い、安全対策の充実に努めます。

2. 通学路安全推進会議の開催

関係機関の連携を図るため、以下の機関で構成する「能登町通学路安全推進実践委員会」を設置しました。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施

○危険個所の抽出

- ・4月以降、各小学校はPTA等と協力のもと、通学路の調査を実施し、危険個所を抽出、教育委員会事務局へ報告します。

○合同点検の実施時期等

- ・報告のあった危険個所について、小学校ごとに、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会、地域関係者等が参加して合同点検を実施します。

- ・合同点検は、年1回夏季休業中に実施するが、緊急性が高いと認められる事態が発生した場合は、通学路安全推進実践委員会に諮った後に、臨時に合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて、関係機関により具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策が円滑に実施されるよう、関係者間の連携を図ります。また、緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関に働きかけます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、対策内容が確定した段階で、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページなどで公表します。

【能登町通学路交通安全プログラムの実施イメージ】

